



資料4

入院者訪問支援事業について

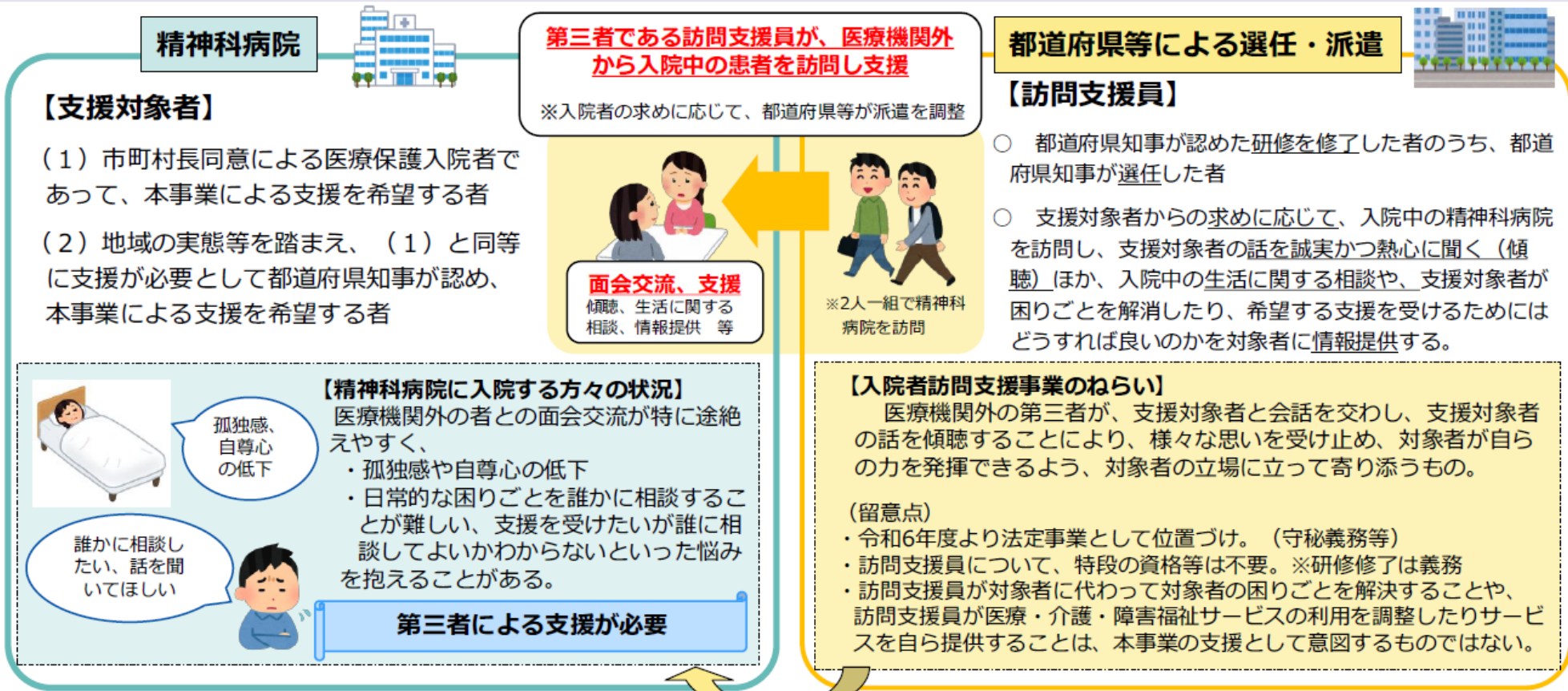
神奈川県健康医療局
がん・疾病対策課精神保健医療グループ

令和6年2月9日

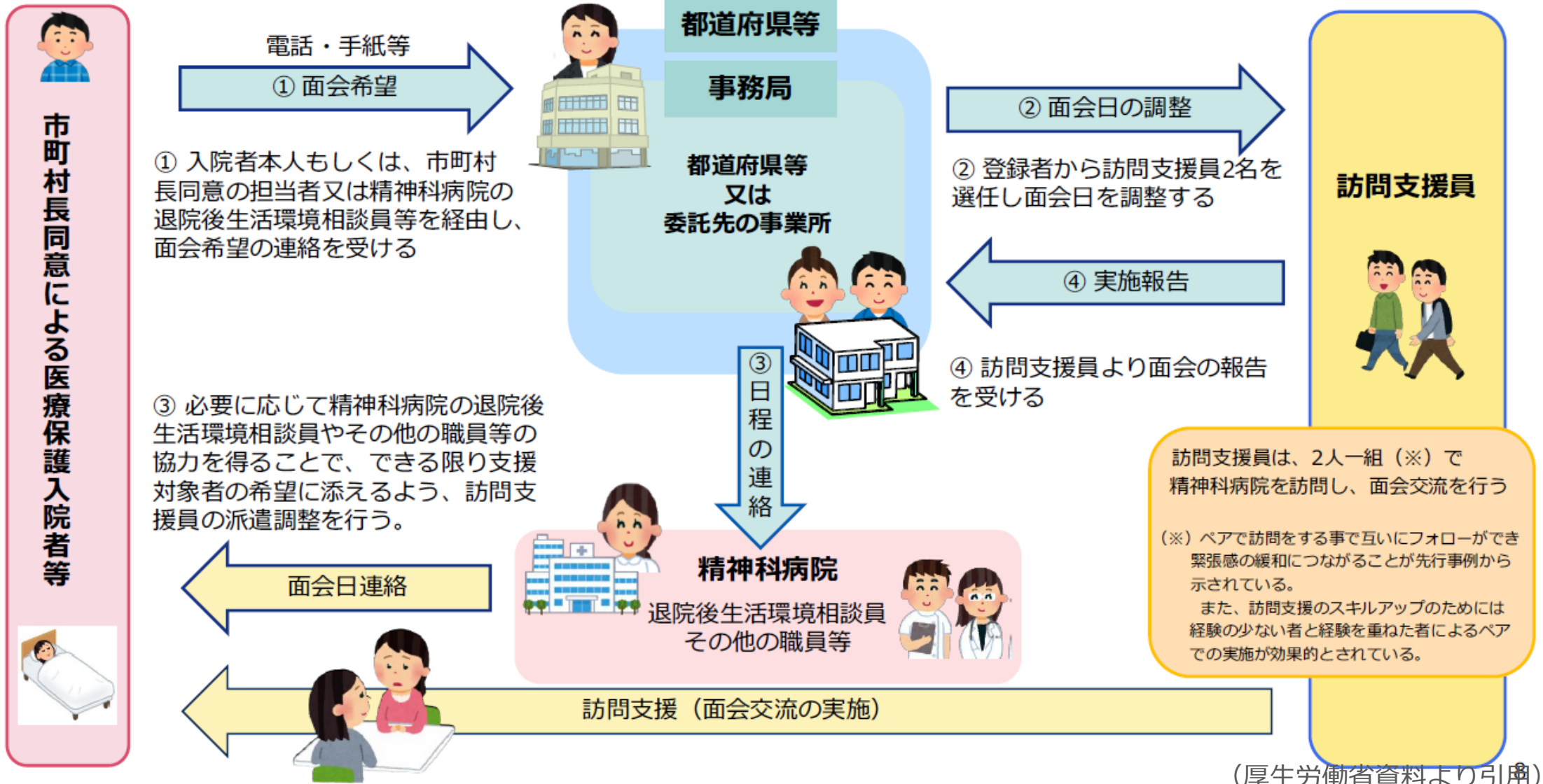
- 1 入院者訪問支援事業とは
- 2 県が予定している事業概要
- 3 本事業進め方に係る検討の場について（案）

1 入院者訪問支援事業とは

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）



1 入院者訪問支援事業とは



Kan:

（厚生労働省資料より引用）

2 県が予定している事業概要

	精神科	地域
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・非自発的入院患者は<u>孤立しやすい</u>ことが、国の検討会で報告されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院の入院患者の約9割は、1年未満で退院する。 ・1年以上の<u>長期入院患者の退院が進まない</u>。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・身寄りのない患者には、<u>地域の情報が届かない</u>。 ・孤立化は、<u>自尊心の低下を招きやすい</u>。 ・自尊心が低下すると、<u>退院の意欲もわきにくい</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期入院患者への<u>有効な支援策となる「地域移行支援」等の利用が伸びない</u>。
必要な対策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>患者の孤立感を解消し、地域移行につなげる</u> ✓ <u>地域の援助事業者との連携を促進する</u> 等 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>ピアサポーターの力を活用した支援の強化</u> ✓ <u>地域移行支援の対象者の把握</u> 等



令和6年度から実施



入院者訪問支援事業

令和6年度当初予算：21,798千円

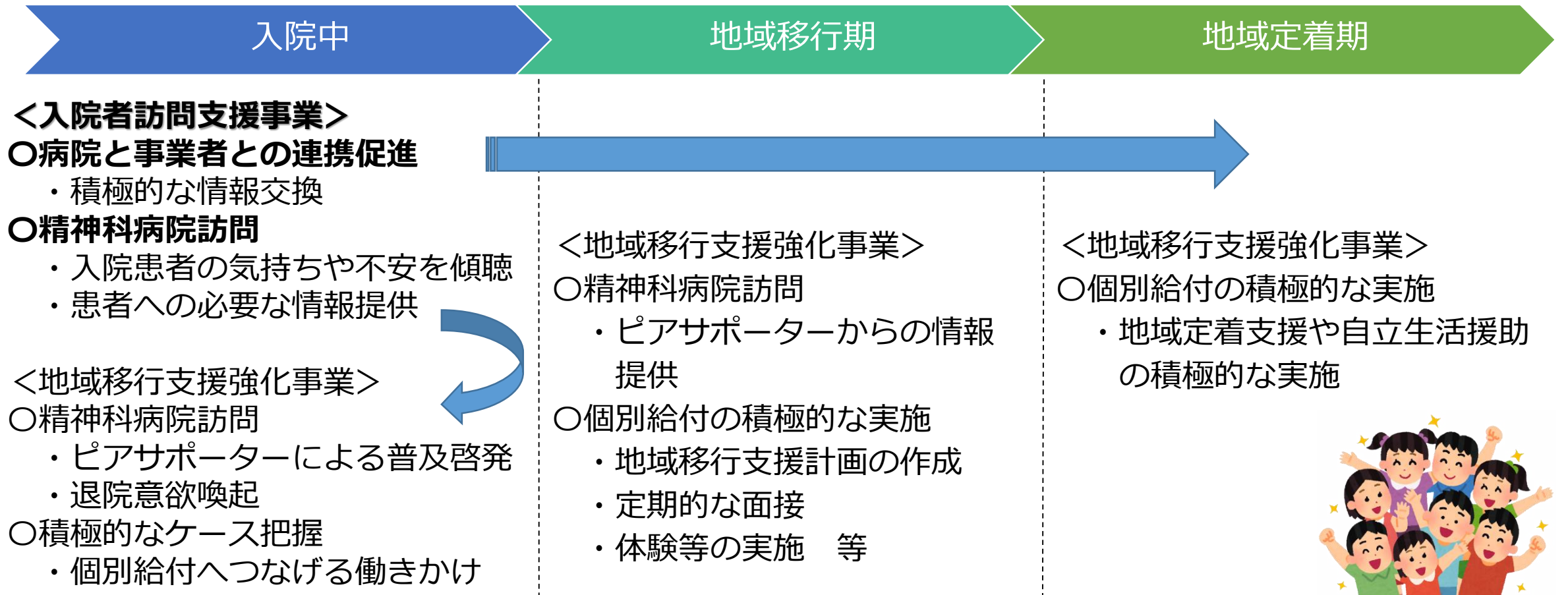
(がん・疾病対策課)

精神障害者地域移行支援強化事業

令和6年度当初予算：21,402千円

(障害福祉課)

2 県が予定している事業概要



入院中から地域生活まで、一貫した「当事者目線」の支援を提供し、
精神障がい者にとって切れ目のない支援を受けられる環境を作ります

3 本事業の進め方に係る検討の場について（案）

進め方の検討・見直し

推進会議

【目的】

運営を管理する者および訪問支援を受け入れる医療機関と訪問支援を行う者が、実施要領や事業計画の策定、実務者会議から報告される事業の実施状況や課題等をもとに**事業の進め方について検討や見直しを図る**場とする。

【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

都道府県等の協議の場（地方精神保健福祉審議会、自立支援協議会、地域移行を推進する部会等）の活用を可能とする。

【参加者】

都道府県等主管課、精神保健福祉センター、保健所、当事者、当事者家族、精神科病院協会等の関係団体、
その他有識者等

課題等の洗い出し・検証

実務者会議

【目的】

訪問支援員や訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が、定期的に事業実施における具体的な課題や支援のあり方等について協議し、その結果については適宜、推進会議へ報告する等、**事業の円滑な推進と、更なる充実を図る**場とする。

【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

（運営事務については委託を可能とするが、都道府県等事業担当者の会議への参加は必須とする）

【参加者】

都道府県等主管課、委託先事業者、訪問支援員、精神科病院等の関係者、市町村実務担当者（市町村同意に係る部署、及び医療保護入院患者の支援に係る部署の担当）、その他の当該事業に係る者等

（厚生労働省資料より引用）

本審議会を推進会議として位置づけたい